「東久留米市いじめ防止対策推進条例(素案)」および 「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針(素案)」に対するパブリック・コメントの結果

※募集期間:平成26年9月1日(月)~9月22日(月)

※受付件数:5件(提出者3名)

※「いじめ防止対策推進法」を「法」、「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」を「基本方針」という。

※「いしの防止対束推進法」を「法」、「果久留米巾いしの防止対束推進基本方針」を「基本方針」といつ。 		
	ご意見・ご提案の内容	ご意見・ご提案に対する市の方針等
1	いじめ問題が社会問題化し、国が「いじめ防	
	止対策推進法」の制定にまでいたった背景に	
	は、被害にあった子どもの命が奪われるほどの	
	深刻な事件が相次いでいる問題があります。	
	したがって、本条例と基本方針の主眼は、子	
	どもの命を守り抜くこと、そういう事態にいた	
	ることを未然に防ぐこと、すべての子どもが学	
	校で安全に豊かに学ぶ権利を保障するための	
	ものでなくてはなりません。以上の立場から、	
	以下の点で修正が必要だと思います。	
	第4条の「いじめの禁止」は、強い違和感	次代を担う子供たちに、社会生活を営む上で必
	を覚えます。条例の冒頭から「全ての児童・	要な、善悪の判断といった規範意識や倫理観を育
	生徒は、いじめを行ってはならない」と、一	成することが、これまで以上に求められていま
	方的に子どもに命令し、全責任を子どもに負	す。このため、学校、家庭、地域及び関係機関が
	わせています。第3条(基本理念)にある、	十分連携を図り、子どもの豊かな人間性や社会性
	「児童等の生命及び心身を保護」するという	等を育む取組を進める必要があります。
	目的にもそぐわないものです。	第1条に示すとおり、いじめは、いじめを受け
	子どもの間のいじめは、あってはならない	た児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、そ
	ことです。同時に、成長の過程、今の学校教	の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影
	育や社会の環境のもとでは起きうるもので	響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大
	す。しかしそれに対する適切な教育的支援が あれば、子どもたち自身が解決できる力もあ	な危険を生じさせるおそれがあるものです。 第4条「いじめの禁止」は、いじめを行うこと
	ることは、幾多の教育事例で証明されていま	第4条「いしめの宗正」は、いしめを11フこと は絶対に許されないという考えを明確にするた
	す。それこそ、子どもたちを豊かな人格をも	め、また、善悪についての判断を十分に行うこと
	った人間として社会に送り出す学校の役割	め、よん、音感についての中間を「ガに打ってこ」 ができない子供に対し一定の禁止事項を、訓示規
	だともいえます。	定として示したものです。
	「いじめを行ってはならない」のは、言わず	第15条においては、学校の設置者及びその設
	もがなの社会的規範です。それを児童・生徒だ	置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培
	けに「行ってはならない」と法律(条例)で決	い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが
	めて、だから違反者だとおどしても何の解決に	いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育
	もなりません。子どもに対する学校と行政の責	活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を
	任を放棄するだけではないでしょうか。	図らなければならないとしています。
	第4条は削除し、違う形でいじめの非人間性	※訓示規定とは…私人等がその規定に違反しても、違反
	と被害者と周囲に与える深刻な影響、一掃の	行為に対する罰則等の制裁措置を伴わ
	必要性を明記すべきではないでしょうか。	ない性質のもの

第7条の保護者への責任転嫁も修正すべき です。保護者に対して強調されている、「規 範意識を養うための指導」や「いじめから保 護する」などは、本来的責務をもつ第5条(市 の責務)、第6条(学校及び学校の教職員の 責務)には全く明記されておらず、ひとえに 保護者だけに責任を負わせる条例になって います。また、そのうえで保護者には、「市 及び学校が講ずるいじめの防止等のための 措置に協力するよう努める」と、一方的に協 力も強制しています。この条例は、学校と教 育行政の責任を投げ捨て、いじめ問題で一番 苦しむ子どものその保護者にだけ訓を垂れ

るような印象を受けます。

教育基本法 10条1項が明らかにしているとお り、子の教育について第一義的責任を有するのは 「保護者」であり、第7条においては、法第9条 に基づき、保護者は、子の教育について第一義的 責任を有するものであって、子供がいじめを行う ことのないよう、規範意識を養うための指導等を 行うよう努める責務があるとしています。

市の責務については、第5条において、市は、 いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携 して、いじめの防止等のための対策を策定し、及 び総合的かつ効果的に推進する責務を有すると しています。

また、基本方針において、相談及び受け入れ体 制の整備等を推進していくこととしています。

学校の責務については、第6条において、学校 及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等 の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体 との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防 止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に 在籍する児童等がいじめを受けていると思われ るときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する としています。

また、基本方針において、保護者への支援、情 報共有等保護者との連携を推進していくことと しています。

なお、法第9条第4項には、家庭教育の自主性 が尊重されることに変更を加えるものではない 旨が規定されています。

以上のように、条例においては、保護者には主 に努力義務を、市並びに学校及び学校の教職員に は責務を明確に規定しています。また、基本方針 では、市及び学校において、いじめに対する支援 体制の整備及び保護者への支援について推進す るとしています。

3 第11条では、重大事態が発生した場合の、 被害者とその家族の「知る権利」が保障され ていないことも問題です。

> 重大事態であるにもかかわらず、被害の当事 者と家族への通知や意見聴取、調査結果の報 告などが明記されていません。この間の重大 事件でも、学校と教育行政の対応の遅れと事 実の隠ぺいが大問題になりました。当事者の 心の深い傷をいやすためにも、再発を防ぐた めにも、真実を知らせ対応することは、教育 の場だからこそ一番必要なことではないで しょうか。

> 子どもたちの成長と未来に関わる大事な 問題であるだけに、さらに広く市民的な議論 を組織し、市の教育現場の現状やいじめの実 態に即し、市民的な合意と協力を引き出せる 条例と基本方針になるよう、拙速にすること なく、真剣な対応を求めます。

法第28条第2項において、学校の設置者又は その設置する学校は、前項の規定による調査を行 ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童 等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事 態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提 供するものとするとしています。

また、基本方針において、保護者や地域、関係 機関と連携して情報を共有し、社会総がかりでい じめ問題解決に向けて取り組む必要があるとし ています。

4 「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針(素案)」を拝見しました。基本方針について、少し物足りないように思いますので、下記の点について検討を願いします。

学校内のいじめで、生徒以外が係るケースと して次の3つのパターンがあるように考えます。

- 1 学校がいじめを組織的に隠蔽するケース
- 2 特定の教師がいじめを隠蔽するケース
- 3 特定の教師がいじめの加害者になるケース 上記のようないじめや隠ぺいでは、事実の

上記のようないじめや隠ぺいでは、事実の 発覚が遅れるほか、いじめの期間が長くなり いじめを受ける側の傷が、大きくなる傾向が あります。

また、組織的な隠ぺいでは、学校のノラリクラリの対応に憤りを覚えたり、学校(先生)への不信感が大きくなり、社会にマイナスの影響を与える事も多いように感じられます。

生徒を育成・指導する立場にある、学校や教職員による いじめは 絶対あってはならない事であると思いますので、学校ぐるみの隠蔽や、教職員による隠蔽、教職員が加害者になるいじめがあった場合は、懲戒処分の対応が、教育委員会の長や市長がとれるよう、基本方針に盛り込んで頂きたいと思います。

いじめは犯罪です。隠ぺいも犯罪です。 当基本方針が、いじめ発生の抑止力となるに は、厳しい処分の条項が必要であると考えま すので、前向きなご検討をお願いします。

東久留米市のいじめ防止対策推進条例を 読ませて頂きました。

5

いじめは悪であり、極めて悪質な人権侵害 であることを、市、教育委員会、学校、校長、 教職員、生徒、児童の共通認識とする。

そのためには、学校で教職員が、物事の善悪の判断基準を教え、善を取り悪を捨てる事を教え、ウソをつかない事や人間として生きて行く上で大切な徳育をするべきです。その上でいじめは絶対に許されないことを宣言すべきであります。そして、学校においては、児童に対する安全配慮義務を有し、子どもたちが安全に学習する権利を守るために、いじめ予防をして行く必要がある。

そして、いじめ防止法には、学校や教職員がいじめに加担、助長したり、いじめを放置、黙認したり、いじめを隠ぺいした場合の処罰(懲戒)を定めて行くべきだと思う。教育を担う大人たちは、子どもたちの模範となるべきである。そして、処罰を規定することで、市民や教職員に知ってもらい、いじめへの加担や隠ぺい等を防止すべきである。

法第34条には、学校の評価を行う場合、いじめの事実が隠蔽されず、実態の把握や措置が適切に行われるよう、適正に評価を行うことが規定されています。

また、法第 24 条の規定により、子供がいじめを受けていると思われることについて、学校から報告を受けた学校の設置者は、必要な支援を行ったり、必要な措置を行うことを指示したりすることとしています。

さらに、法第 28 条に基づき、公立学校で重大 事態が発生した場合には、学識経験者、法律、心 理、福祉等に関する専門的知識を有する者により 構成される第三者機関により、事実関係を明確に するための調査行うこととしています。

なお、公立学校においては、教職員が子供に対していじめを行う、いじめに加担する、いじめを 隠蔽するなどの行為については、教職員の任命権 者である東京都教育委員会が定める標準的な処 分量定に基づき、対処することとなっています。

第1条では、いじめが、いじめを受けた児童等の 教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全 な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみ ならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせ るおそれがあるものであるとしています。

また、第4条「いじめの禁止」では、いじめを 行うことは絶対に許されないという考えを明確 にするため、また、善悪についての判断を十分に 行うことができない子供に対し一定の禁止事項 を、訓示規定として示しました。

法第15条に基づき、学校の設置者及びその設置 する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、 心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじ めの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を 通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

加えて、基本方針では、各学校の取組として、道徳教育や人権教育の充実を推進することとしています。

なお、公立学校においては、教職員が子供に対していじめを行う、いじめに加担する、いじめを 隠蔽するなどの行為については、教職員の任命権 者である東京都教育委員会が定める標準的な処 分量定に基づき、対処することとなっています。